

観音寺市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、観音寺市長等から定期監査及び財政援助団体監査の結果に対する措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成30年 4月 9日

観音寺市監査委員 佐伯文男
観音寺市監査委員 井下尊義

- 1 措置を講じた部局
観音寺市長
観音寺市教育委員会
- 2 監査実施期間
平成30年1月15日から同年2月20日まで
- 3 監査結果報告書の提出日
平成30年3月20日
- 4 措置通知年月日
平成30年4月4日付（観音寺市長）
平成30年3月6日付（観音寺市教育長）
- 5 措置内容
別紙のとおり

監査委員の指摘事項、意見等に対する措置内容

対 象 部 局	政策部 企画課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
○現金出納帳の出納員、分任出納員の記入が されていなかったのので、速やかに記入、押 印されたい。	○現金出納帳に出納員、分任出納員を記入 し押印した。	
○事業を終えた後の派遣旅費等、速やかに支 払いをされたい。	○事業を終えたものは、速やかに旅費を支 払うよう課内に周知した。また、その事 務手続きについても速やかに行えるよ う事前準備を早めに行うよう指示した。 なお、平成29年度の支払いについて は、最終3月20日に支払い完了した。	

対 象 部 局	政策部 危機管理課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
○年度末を2カ月後に控え、未執行の事業 が見受けられるが、予算規則にあるよう に、予算執行計画に基づいた計画的な予 算の執行をされたい。	○予算執行計画に基づき計画的な執行に 努めてまいります。	

対 象 部 局	総務部総務課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
○施設の統廃合等により不要となったり、 利用予定のない市有地について、施設貸 付事業も含め、有効に利用することを積 極的に検討されたい。	○未利用の市有地については、売却も含 め、有効に利用する方法を検討してい きたい。	

監査委員の指摘事項、意見等に対する措置内容

対 象 部 局	総務部 税務課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
<p>○駐車場のプリペードカードについて、使用簿にその都度、正確に記入し、課長の確認印を押印されたい。</p> <p>○収納率の向上、滞納者の減少に引き続き努力されたい。</p> <p>各課共通事項</p> <p>○庶務管理システムの出張命令の備考欄に、交通手段の入力もれが見受けられた。旅費支給の根拠となるものなので、適切に処理されたい。</p> <p>○今年度より出退勤においても、庶務管理システムでの管理が導入されているが、複数課において出勤簿に、入力もれが見受けられた。確認を怠ることなく、システムを有効に活用し、適切に処理されたい。</p>	<p>○駐車場のプリペードカードについて、使用簿にその都度、正確に記入するよう指導するとともに、課長の確認印を押印する運用に改めた。</p> <p>○滞納者に対する督促状・催告書の発送や電話催告等の実施、悪質な滞納者に対する財産調査や差押等の滞納処分の実施により、引き続き収納率の向上に努める。</p> <p>○本課においては、他の者が運転する公用車に同乗して出張する際、庶務管理システムの出張命令の備考欄に、交通手段の入力もれが見受けられた。今後は適切に入力するよう指導した。</p> <p>○庶務管理システムの出勤簿に入力もれがないよう、今後とも適切に処理することを確認した。</p>	

監査委員の指摘事項、意見等に対する措置内容

対 象 部 局	市民部 地域支援課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
○のりあいバスの運行管理について、路線を増やすなど、利便性の向上に努力されているが、今後も市民の安心・安全の確保に努められたい。また、運転資格の基準の明確化を検討されてはどうか。	○運転資格の基準の明確化など、安全な運行に考慮することで、安心して「のりあいバス」を利用していただけよう努めます。	

対 象 部 局	経済部 農林水産課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
○新規事業導入の際には、事業の統廃合を含めて検討し、取り組まれたい。	○新規事業を導入するときは、既存事業の内容を確認及び精査し、慎重に取り組んでいく。	

対 象 部 局	建設部 建設課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
○工事請負契約に関して、工期の変更が複数件見受けられるが、工期内での実施を指導されたい。 ○港湾施設使用料の未収金を正確に管理されたい。	○請負契約者に対して工程管理を徹底し法令に基づいて適正に対応します。 ○関係各課（会計課、総務課）とも協議してシステム管理の調整をします。	

監査委員の指摘事項、意見等に対する措置内容

対 象 部 局	教育部 文化振興課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
<p>○施設の草刈りについて職員で対応するのではなく、地域のボランティアに協力を依頼するなど観音寺市全体でより効率よく検討されたい。</p> <p>○ふるさと学芸館の施設について、工夫をしているのはわかるが、正式開館に向けて市民に親しみやすい学芸館になるよう期待する。</p> <p>○図書館については、蔵書の保管場所に苦慮されているようだが、他市の状況も参考にしながら、処理方法を検討されたい。</p>	<p>○職員対応を見直すとともに、今後については、市全体での効率性等を踏まえた対応を検討する。</p> <p>○展示物については、専門的になり過ぎず市民に分かりやすい展示に努める。また、広報紙や市のホームページにおいて定期的に情報を発信するとともに、市民の意見が反映できるような手法を検討する。</p> <p>○他市の保管状況等を調査したうえで、早急に処理方法を検討する。</p>	

【財政援助団体監査結果に係る措置内容】

対 象 部 局	観音寺市民会館開館記念事業実行委員会	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
<p>1 所管部局について 精算書の添付書類である決算書について、交付額と精算額の差額についてはすでに精算戻入されているが、差引額として金額のみの記載であった。戻入されたことが分かるように、決算書の様式等を指導されたい。</p> <p>2 監査対象団体について 現金支出時の証拠書類として、領収書や請求書の保管は適切であった。市の規定に準ずるなど適正な支出行為が行われていた。</p> <p>決算書については、1で述べたように、所管課の指導に基づき、返還まで記載されたい。</p>	<p>○監査委員の指摘・指導に基づき、決算書の様式を改め、戻入（市に返還）した旨を記載しました。</p>	